

平成25年決算審査特別委員会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月20日（金曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	9月20日 10時00分 内田竹保委員長宣言			
閉 会	9月20日 13時55分 内田竹保委員長宣言			
出 席 委 員 （ 応 招 委 員 ）	1	亀 里 敏 郎 委 員	7	内 田 竹 保 委 員
	2	内 間 広 樹 委 員	8	知 念 一 邦 委 員
	3	仲宗根 清 夫 委 員	9	名 嘉 實 委 員
	5	島 袋 義 範 委 員	10	友 寄 祐 吉 委 員
	6	山 城 克 己 委 員	11	渡久地 政 雄 委 員
欠 席 委 員				
委員会に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島 田 勝 雄 君 主 査 山 城 佐 百 合 君			
伊江村議会委員会 条例第19条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	知 念 吉 久 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	並 里 晴 男 君
	教育行政課長	大 城 強 君	農 林 水 産 課 長	古 堅 和 昌 君
	会計管理者	内 間 常 喜 君	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君
	公営企業課長	西 江 正 君	福 祉 保 健 課 長	金 城 和 廣 君
	商工観光課長	東 江 民 雄 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	総務課長補佐	新 城 米 広 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君
	農林水産課長補佐	玉 城 正 朝 君	農 林 水 産 課 長 補 佐	島 袋 英 樹 君
教育委員会補佐	山 城 直 也 君			
付 託 事 件	平成24年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について 平成24年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について 平成24年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 平成24年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 平成24年度伊江村水道事業会計決算の認定について 平成24年度伊江村船舶運航事業会計決算の認定について			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成25年決算審査特別委員会議事日程（第1号）

平成25年9月20日（金）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1	認定第2号	平成24年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について
第2	認定第3号	平成24年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
第3	認定第4号	平成24年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第4	認定第5号	平成24年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第5	認定第6号	平成24年度伊江村水道事業会計決算の認定について
第6	認定第7号	平成24年度伊江村船舶運航事業会計決算の認定について

○ 委員長 内田竹保君

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 認定第2号 平成24年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

歳入、款ごとに質疑を許します。

1款 村税。2番 内間広樹委員。

○ 2番 内間広樹委員

歳入22ページ、固定資産税についてお伺いいたします。不納欠損額が237万2,600円となっていますが、平成22年度が7万5,000円、平成23年度が43万円で約6倍の欠損額になっているんですが、その要因をお伺いいたします。

それと当初予算を組まれるときに、徴収率を94%見込んでいるという説明がありましたが、その94%というのは他市町村と比較してどうなのか。ということが1点目です。

それと2点目に、24ページの村たばこ税に関してですが、納税業者が3社あると思いますが、その内訳をお伺いいたします。

○ 委員長 内田竹保君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

内間委員の質疑にお答えいたします。

固定資産税の不納欠損額で237万2,600円の不納欠損額でございますが、今回の不納欠損額につきましては、固定資産を含め村民税、あるいは軽自動車税も同じではございますが、毎年滞納者へは督促状等の通知による通知と職員が直接訪問いたしまして、納税のお願いをしているところですが、今回不納欠損3税合わせまして271万2,200円となっておりますが、客体調査をはじめ、その納税義務者の実態調査を行ったところ、固定資産税については、この納税義務者名義人の方が死亡等がございまして、死亡の後に財産の相続と申しますでしょうか。財産を相続する方がまだ身内の方々で決まっていないというのが5件あります。それ以外にも、納税管理人としてなっておるものの、生活困窮であるとか、障がい者であり、障がい者とあるいは生活保護等の受給者であるとか。そういった要因が多うございまして、今回平成14年からの滞納分を今回不納欠損として、整理させていただいた次第でございます。今後の方針としましては、滞納者を含め、臨戸訪問等の回数をふやしながら、納税者に対しまして分納相談等を含め努力していきたいと考えております。

固定資産税の徴収率につきましては、現年度分で97.1%になっております。滞納分が14.4%、トータルで86.5%という徴収率になっております。

他市町村との比較といたしましては、徴収率の順位が出ていますが、滞納分も含めまして24位という結果になっております。

次の村たばこ税につきましてでございますが、内間委員お説のとおり3社の納税がございまして、3社合わせまして、納税額が2,611万7,683円でございます。その内訳といたしまして、まずは企業名ですが、日本たばこ産業、国際物産、あとは双日の3社がたばこ税の納入事業所でございます。以上です。

○ 委員長 内田竹保君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

住民課長から答弁がございましたが、私から不納欠損額の件について、若干補足させていただきたいと思
います。確かに内間委員おっしゃるとおり、今回237万2,600円ということで、非常に不納欠損額が過去に比
べてふえているということがございますが、不納欠損額のこの欠損額を確定して、その処理をする事務手続
等について、若干申し述べて御理解をいただきたいと思います。先ほど住民課長からもありましたが、不納
欠損額の処理につきましては、非常に私たちも内部で慎重にやっているところがございます。ちゃんと税金
を払っている方と、そういう部分で未納をして不納欠損額で処理をするという、税の公平感を欠くようなこ
とがないようにという部分を一番心がけているところでありまして、先ほど課長からもありましたが、居所
不明、あるいは未相続、あるいは生活困窮、その辺も含めまして、例えば病気のための支払い能力がないと。
その辺も含めましてやっているところですが、一応は村税あるいは国保税も含めまして、最初に副村長との
協議を行います。村長と一緒にいるときは、一緒に協議をするときもありますが、そういう部分でちゃんと
担当課の中での内部の協議を経て、副村長との協議を経て、最終的に村長との協議を経て、そういう不納欠
損をする対象者、あるいは金額について、その協議を経て、確定をしてあとで決裁をもらって、不納欠損額
を確定していくというような手続を経て、そういう額になっておりますので、ひとつ御理解をいただきたい
と思います。今後とも、税の支払いの公平感が保てるように、ちゃんと村としてそれを肝に銘じて賦課徴収
に臨んでいきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

2番 内間広樹委員。

○ 2番 内 間 広 樹 委員

1点目に関しては理解いたしました。

2点目のこのたばこ税、私の聞き方が悪かったのかと思えますけれども、国際物産、日本たばこ、双日の
納税額の内訳をお伺いいたします。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

大変失礼しました。まずは日本たばこは、納税額が2,326万5,610円、国際物産が17万7,331円、双日267万
4,742円、以上でございます。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

2番 内間広樹委員。

○ 2番 内 間 広 樹 委員

皆さん御存じのようにたばこ税、消費に応じた納税となります。沖縄の場合は特例で県全体の消費を成
人人口で案分して配付されると聞いていますが、消費が減ればたばこ税も減るわけですので、分煙して
いただいて、分煙を政策として取り入れていただいて、ぜひ消費が落ちないようにしていただければと思
います。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

1款ほかにありますか。9番 名嘉 實委員。

○ 9番 名 嘉 實 委員

滞納分の徴収方法について、お伺いします。滞納については、文書で連絡をしたりしているということ
でしたが、その他にどのような方法で行われているか、お伺いします。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

名嘉委員の質疑にお答えいたします。

滞納者への徴収につきましては、電話連絡等あるいは直接自宅等を訪問しまして、直接納税についての御相談を申し上げております。

それ以外にもなかなか村に住所を置きながら、村外に転出している方については、そこでまた転出先で所在が不明等々も多々ありまして、その方々につきましては、市町村への照会、あるいは会社の搜索等を行って、知人、友人から電話番号等を確認しながら、そういう滞納者への納税の呼びかけをしております。以上です。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

休憩します。

(休憩時刻10時12分)

再開します。

(再開時刻10時19分)

1款ほかにありませんか。〔「進行」の声あり〕

進行いたします。2款 地方譲与税。〔「進行」の声あり〕

3款 利子割交付金。〔「進行」の声あり〕

4款 県民税配当割市町村交付金。〔「進行」の声あり〕

5款 県民税株式等譲渡所得割市町村交付金。〔「進行」の声あり〕

6款 地方消費税交付金。〔「進行」の声あり〕

7款 ゴルフ場利用税交付金。〔「進行」の声あり〕

8款 自動車取得税交付金。〔「進行」の声あり〕

9款 国有提供施設所在村交付金。5番 島袋義範委員。

○ 5番 島 袋 義 範 委員

決算とは直接は関係ないかもしれませんが、発言をお許しいただきたいと思います。18日の晩、10時5分ごろ、私は床に就いていましたけれども、ある方から西崎のほうから電話がございました。「オスプレイがひどい」と。その日は北風でしたので、騒音がいつになくひどいという電話がありまして、「すぐ来てくれないか」ということでしたけれども、もう10時も過ぎていましたので、またすぐその後に「もう終わった」というまた電話もありましたけれども、そのことは19日のタイムス、新報にも22時超え、3日連続オスプレイ夜間訓練激化というタイトルで新聞報道されております。村長もこれはごらんになっていると思いますけれども、そういうことで米軍に訓練場として、土地を提供はしておりますけれども、夜間遅い時間の訓練については、いかがなものかなと思うわけです。これだけでも思うことだと思いますけれども、そして19日きょう朝もちょっと別の方が自宅に見えて、そういう話をされておりましたので、何とか夜間の訓練は。その方は別に基地を反対している方でもなくて、普段は基地に対しては容認されている方ですけれども、「夜間の訓練はちょっと厳しいな」ということで、こられてまして、またその方は議会中だということもわかって、私の家に来ているわけですけれども。地域住民がこの夜間、昼はいいとは私は言いませんけれども、夜遅くの訓練については、地域住民の安らかな眠りといえますか。安眠を妨害する。そういう激しい訓練、この二、三日はまた北風が強いもので、特にだったと思いますけれども、そういうことについて、これはオスプレイに限らずですけれども、夜間訓練についてですね。村長は、そういう「夜間訓練を中止」といいますか、自粛するよというところで米軍、あるいは防衛局等に要請する考えはないかどうか。お伺いします。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

島袋義範委員のただいまの御質疑にお答えをさせていただきます。

本当に私の考えも島袋委員と全く同じでございます。ただこのオスプレイの運用に関しましては、日米合意の運用ルールという中で、米軍の演習上支障がないときには10時以降の飛行はやりませんと。いうことだということで私は考えておりますが、それとあわせまして、これまでも伊江島の米軍の飛行場は、要するに基地は、午前7時から11時までを運用時間ということになって、11時以降から翌朝の7時までは演習はしませんということになっておりますが、普天間とか、嘉手納は基本的には、要するに一昼夜使用、要するに使用できるわけです。その中で極力10時以降は、そういう飛行を自粛しますというのが、そういう日米合意の運用、ルールだという部分で、私は説明を受けておりますが、そういう中でこれまでも大城前村長もずっと要望をされていましたが、伊江村としては、そのときはオスプレイはありませんでしたが、パラシュート降下訓練について、8時以降のパラシュート降下訓練の演習は自粛してほしいというのは、ずっと大城前村長も申し上げられておりましたし、私も防衛局に行ったときに、できれば8時以降のパラシュート降下訓練は自粛、中止してほしいというのは、これまでも申し上げております。その辺も踏まえまして、島袋委員の改めて、その辺の部分の申し入れる部分はないかということですので、改めて議会が終わりましたら、防衛局のほうに出向いて行って、その辺の部分をしっかりと意見交換をしながら、またそれを踏まえて、申し入れるべき部分は、申し入れていきたいと思っております。

○ 委員長 内田竹保君

5番 島袋義範委員。

○ 5番 島袋義範委員

私の自宅は東側にあるもので、常々言っておりますけれども、東に住む人が西崎、あの辺でそういう訓練の激化、騒音に悩まされている人たちに対して、「我慢なさい」とは言えないわけですし、本当に皆さんがそういうふうにして、朝も見えている方の話を聞いても夜間の訓練については、厳しいかなど。騒音がひどいということで、もう基地は容認はするけれども、ちょっときびしいなど。基地との住民との何といいいますか。親しい関係ですか。そういう友好な関係をつくるにあたって、そういう堪忍、これに許しがたいといますか。遅くまでの騒音については、やめていただいたほうが、より友好な関係で利用してもらえないかと思うわけです。そういうことでぜひ村長のほうにも、先ほども要請すると言われておりますけれども、夜間の厳しい深夜の訓練については、ぜひとも辞めていただきたいと。お互いのためですよということで、申し上げて、ぜひそれが「中止」実現できるように、村長の御努力をお願いしたいと思います。

○ 委員長 内田竹保君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

島袋委員のただいまの御質疑に対しまして、これまでも申し入れをしておりますが、日米合意の運用ルールのさらなる遵守で、10時以降の伊江村におけるそういう演習はやらないようにという部分で、直接米軍にはなかなか厳しいので、防衛局に申し入れをしていきたいと思っております。

○ 委員長 内田竹保君

9款ほかにありますか。〔「進行」の声あり〕

進行します。10款 地方特例交付金。〔「進行」の声あり〕

11款 地方交付税。〔「進行」の声あり〕

12款 交通安全対策特別交付金。9番 名嘉 實委員。

○ 9番 名嘉 實委員

交通安全対策特別交付金についてですが、去った台風でカーブミラーが破損された箇所がまだあります。ついているところでも、ひび割れで、やっとならさがっているところがあって、風がふくとパタパタ、

角度が変わるというところもあります。ぜひカーブミラーについては早急に改善してほしいと思うのですが、いまだに残っています。今後の計画はどうなっていますか。

○ 委員長 内田竹保君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

名嘉委員の御質疑にお答えしたいと思います。

カーブミラーについては、前年度の台風でだいぶ破損等がありまして、その後定期的にと申しますか、ずっと修理等を行っているところです。区長会等からの情報等も受けて、その都度やってはいますが、まだそういうところがあるというのちょこちょこ出ている状況ですが、その都度対応してまいりたいと思います。

また新しく工事、修理ではなくて、工事という形で対応しないといけない場所もあるかと思いますが、その辺はそのまた別の工事費で対応する、今月、来月発注ですか。する箇所もあります。修理で対応する部分については、職員で対応をしたり、安全協会にお願いをしてやってもらったり、そういうふうに対処しているところであります。

○ 委員長 内田竹保君

9番 名嘉 實委員。

○ 9番 名嘉 實委員

修理する箇所はもう決まっているんですか。何箇所か。あるいは新たに設置する場所なのか。場所は決まっているんですか。

○ 委員長 内田竹保君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

お答えいたします。今回発注する部分については、カーブミラーについては、西崎のほうに3基でしたか。カーブミラーについてはですね。新規にやる予定です。

○ 委員長 内田竹保君

12款ありませんか。〔「進行」の声あり〕

13款 分担金及び負担金。〔「進行」の声あり〕

進行します。14款 使用料及び手数料。1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

35ページ、非常に心の痛む質疑になると思いますけれども、住宅使用料で今年も113万円超して、繰越して1,200万円と、かなりの数字になっておりますが、これは村長、抜本的な対策を打つべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○ 委員長 内田竹保君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。住宅使用料の徴収につきましても、非常にその滞納額のほうが、この滞納する方の生活困窮がやはり毎年、毎年続いていきまして、その累積によって、多額な滞納額になっていることは、この決算書を見て、私たちも随分、反省をしているところではあります。そして常々、監査委員からも努力義務、そして改善に対しての要望事項も一応はありまして、その都度、内部のほうでいろんなことを検討しながら、今後のできるだけでなく、しっかりと徴収できるように検討しているところです。基本的に平成24年度のこの徴収の方法としまして、やはり多額の滞納者につきましては、これまでは何度となく呼び出しをしたり、

あるいは訪問をして、そういう誓約書を書いていただきましたが、今回この平成24年度につきましては、最終、催告書というものを提出をして、やはり条例に基づいた手続を今して、その方に出した経緯もあります。そういった措置もしています。

そしてそのほかの方々のもにつきましても今回、前からもそうですけれども、この誓約書につきましては、再度来庁していただき、あるいは戸別訪問をして、誓約書をして、やはり生活困窮な方もいらっしゃいますし、そのときの経済状況もありますから、やはり一括してはできなくても、分納の誓約書を今回、強く全滞納者に書いていただいて、それを今年度も実行している状況であります。

また、先ほど来おっしゃる滞納につきましてはそうですけれども、やはり現年度分につきましても、この2カ月、3カ月と累積をしますと、やはり支払う能力がだんだん厳しくなるということはありますので、この累積が生じないように現年度分をしっかりと払って、そして滞納をしている者には分納をお願いしますというような方向で、今年度もそのような努力でしているところです。

○ 委員長 内田竹保君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

皆さんの苦しい心境をこうして、最大の徴収への努力をやっているのは十分承知しています。ただし、やはりないのは、払えないというのが普通の原則なんです。あって払わないで滞納するのではなくて、なくて滞納するのが私は多いと思います。あるようにしていくのも行政の私は仕事だと思いますけれども、と言いますのは、つまり払える、何かの収入を得られる行政としての仕事を与えることはできないか、お伺いします。

○ 委員長 内田竹保君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

委員、お説のとおりのことも含めて、これまでもその方がやはり今、仕事がないというときに、村の作業人として、そういった場所、仕事を与えて、それで平成24年度その現年度分については徴収できているということがあります。

そして、その方々のやはり中では、臨時的に収入が入るときとかは、あるかということも含めて、誓約書の中では、例えばこういったらあれですけれども、児童手当とか、そういう臨時手当、あるいはきびの搬入の時期とか、非常に入るときとか。いうことを含めて、誓約書の中でもそういった旨をしながら、今やっています。

おっしゃるとおり、その方々が例えば、どういったことでどういった仕事をやりたいとか。そういった生活の相談にもものっているつもりです。

○ 委員長 内田竹保君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

崇高な行政マンとしての大変敬意を表します。こういうしっかりとした実績があるわけですから、やはりこう滞納される皆さんのこれ行政が優しさを与えれば必ず私は報いてくれると思います。村長、一言お願いします。

○ 委員長 内田竹保君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

亀里委員の村営住宅の滞納の問題について、御答弁させていただきます。

非常に公営住宅として、やはり村内に住む低所得者を中心に住宅確保対策として、村の村営住宅を建設して、供給しているところですが、そういう中で今回1,267万6,700円という部分の滞納繰越分でこれだけ。現年度分で110万円余りの未納があるという部分につきましては、本当に担当課においては一生懸命やっていますが、昨今のその辺の経済状況もありまして、なかなか前に進んでいないという部分がございます。そういう中で、亀里委員からおっしゃられたとおりのこの辺の部分については、過去にも既にやってきた経緯もありまして、旅行村の管理人に雇用して、そういう中で払っていただいたという例もありますし、なかなか村のそういう管理人あるいは作業人夫等でできる方はいいんですが、なかなかこの辺の部分がちょっと応じてもらえないという方もいらっしゃると思いますので、その辺の部分は、ちゃんと今後も払えるようにする努力しながら、やはりこれまでの滞納額が積み重なって、なかなか一朝一夕には払えない金額になっている方もいますので、その辺につきましては、先ほど建設課長が申し上げましたが、とりあえずこの現年度分をちゃんと支払うという部分を、私たちはこの村営住宅の使用料を支払っていく中の誠意という部分でとらえておりますので、そういう金額が多い方については、現年度分を100%支払っていくというのを、見きわめて今後の対策をしていきたいと思っております。

そういう中で、生活する場所ですので、条例的にはもう3カ月未納すれば、いろんな事務手続を経て、退去命令も出せるという部分はありますが、ただやはり生活の根拠をふるうということですので、私たちもその辺の部分は慎重にやらないといけないと思っておりますし、顧問弁護士もいますので、その辺の中で十分勉強をしながら、顧問弁護士とも連携をとりながら、その辺の部分をするようにという指導はしますが、ただいずれにしても200、300万円の滞納額がある方をじゃあずっと、公営住宅の中で生活をさせるかという部分もまた一概に言えない部分もありますので、いずれの時期のときに、その辺をちゃんとやるべき時期が弁護士とも相談をして、やるべき時期が来るかもわかりません。その辺の部分はちゃんと村として、その方が住宅を確保して出ていく部分が出たときには、そういう退去命令もしないといけない時期も来るのかと思っておりますが、その辺を念頭に置きまして、この税の徴収、逆に今、私が申し上げた退去命令をやらない限りは、本人にとっても村営住宅にいる間、この未納分がずっと重なっていくという環境をつくるということになりますので、その辺もこの本人とも十分に話し合いをしながら、なおかつ弁護士とも相談を申し上げながらその辺の大口の滞納の部分については、今後対策をとっていききたいと思っておりますし、現在いる方につきましても、過去にあっても、現年度分をちゃんと納めている部分につきましては、ちゃんと誠意があつて払われているという部分をやりながら、過去の分についても、少しずつ払っていきけるような分の徴収努力をしていききたいと思っておりますし、払えるような雇用の部分についても、随時そういう部分の相談を申し上げながら対応をしていききたいと思っております。ひとつよろしくお願いたします。

○ 委員長 内田竹保君

14款、ほかにありませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。15款 国庫支出金。〔「進行」の声あり〕

16款 県支出金。〔「進行」の声あり〕

17款 財産収入。〔「進行」の声あり〕

18款 寄附金。〔「進行」の声あり〕

19款 繰入金。〔「進行」の声あり〕

20款 繰越金。〔「進行」の声あり〕

21款 諸収入。〔「進行」の声あり〕

22款 村債。〔「進行」の声あり〕

歳入全般にわたり質疑を許します。

次、歳出、歳出も款ごとに質疑を許します。

1款 議会費。〔「進行」の声あり〕

進行します。2款 総務費。〔「進行」の声あり〕

3款 民生費。〔「進行」の声あり〕

進行します。4款 衛生費。1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

94ページ、ハブ対策費について伺います。まず初めに、95ページにあります委託料の、この委託料の明細は、この成果表にあるとおりますか。

○ 委員長 内田竹保君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。このハブ対策費で、捕獲の実績として委託料のほうをあわせて、実績とした数値としまして71匹を通報して獲りにいったもの。そして罾に仕掛けられたものとか、また環境の作業をしながら、とった数とかあわせて実績として71匹です。

○ 委員長 内田竹保君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

いえいえ、私が言うのは、この95ページの委託料の110万円はこの71匹の分ですかと聞いている。委託料と書いてあるものですよ。ハブ対策業務委託費と書いています。これですかと聞いている。まずはこれだけ。

○ 委員長 内田竹保君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

はい。その委託料としての実績としての71匹ということです。

○ 委員長 内田竹保君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

成果表を見ますと買い上げ実績216匹とありますよね。それについての金額はいくらでしょうか。

○ 委員長 内田竹保君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

216匹の金額としましては、報償費にある43万2,000円、1匹2,000円のことで43万2,000円です。

○ 委員長 内田竹保君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

そこで私、すごい矛盾を感じるんですよね。同じハブを駆除するために、委託料では1匹いくらになります。71匹で110万円、そして一般住民が皆さんに提供するハブについては216匹で43万2,000円ということで矛盾を感じませんか。いかがでしょうか。

○ 委員長 内田竹保君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

この委託料の契約の内容としましては、村内の方々等からハブの出没、あるいはこっちにいますと言うときに、はせ参じてその捕獲をすること。そしてその地域がこのハブの住んでいるような環境の場合、空き屋敷とか。そういったまた古い石垣のあるところとか、そういうところの撤去的な作業、そして網の捕獲するための罠の設置をこの業務の中にも入れています。

そしてさらに罠の設置のほうにつきましては、以前にも御説明しました、刺し網と申しますか。そういったものでその周囲をまいたりして、その出てくるときに捕獲できないかというようなことも含めて、この獲るものだけの委託業務ではなく、その環境とか、そういったものの通報とか、本来なら通報がありますと、役場に連絡があるとか。例えば夜間見たりして、「こっちにいますよ」というときになると、本来なら役場、あるいは警察が優先的な、警察のほうでも優先的な捕獲の内容なんです。しかし、今回の平成23年度からやっているこの業務につきましては、それらを含めて月10万円という考え方で今は委託をしてやっている状況でありますから、決して71匹のその比較というのは、出ないということで委託料の内容をお願いします。

○ 委員長 内田竹保君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

直接のハブの捕獲ではなくて、これに関連する手間暇がかかるからという表現ですよね。ただし、今さっき課長が言ったのは、通報をするのは村民ではありませんか。「ここにハブが出没した」ということは、村民ですよ。ハブが出没してから、ここを何とかしてくださいというのは、ということが、こう委託を受けた業者が伊江島に出没しそうなどを見聞しているわけではないわけです。そして今、捕獲用の網も張ると。これはわかります。大変いいことです。ということは、やはりこのときの費用は費用として別に出るんじゃないですか。これはこの委託料というのは、ハブの捕獲に重を置いているんじゃないですか。

○ 委員長 内田竹保君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

委員お説の、ハブを獲るものに重点を置いているわけではないということは、私たちもその業者としっかりその環境対策を含めての内容が一番の重としていますので、その先ほど村民がここにいますよと言ったときに、果たして村民が獲りきれぬかという、なかなか厳しいところがあります。ですから本来なら警察とかに行くべきところなんですけれども、役場なりと私たち担当のほうに早目に連絡をすれば、その方に行ってもらって捕獲をしていただくとか、そういう内容でありますから、必ずしもこの通報のものを獲ることが重要な、獲ることが重とは置いていません。

○ 委員長 内田竹保君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

ハブを少なくしようというのがこの事業の目的ですよ。この目的であるハブを獲らなければ意味がないじゃないですか。予防は予防として、もっと多く獲るべきではないですか。私が本当に言いたいのは、村民が委託を受けていない村民が216匹も獲っているんですよ。これ委託を受けた人は71匹しか獲っていない。これも村民の通報によって、3分の1の捕獲数で金額は43万円しか村民はもらっていないんです。そういうことを私が言いたいのは、もっとこの村民が個々に危険を、素人が獲るわけです、危険です。もうひとつの捕獲、何と言いますか皆さんは捕獲金額というんですか、このハブの。これをもっと上げてもいいんじゃないですか。いかがでしょうか。矛盾していませんか。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

一応、委託業務の先ほど来、申し上げますが、やはり環境、ハブが生息していそうなどの環境の撤廃とか、そういったことを含めてこの月の金額にしております。その実績の71匹につきましては、少ないという委員の御見解ですが、やはりその1業者の中で、いろんな通報とか、捕獲器、罠を設置したものとかということでありますので、一概に村民の216匹に対して、その委託業務の比較等というのは、あてはまらないかとは思いますが、いずれにしても、その捕獲設置したもの。そういった内容がもっともっと効果的にできることを今後はまた頑張っていきたいと思っております。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀 里 敏 郎 委員

ぜひ、目的はこの現物を獲ることなんです。だからハブ対策の環境整備とかという事業をつくればいいんじゃないですか。ハブが地域に、道路に出没しないで、こういう事業をつくればいいんです。ハブ対策というのは、本当にこの成果表から見ますと、ハブの捕獲なんです。ということは、大分矛盾を感じるというわけなんです。先ほどの「頑張ります」ということは、私は、業者もよく知っています。一生懸命やっています。ただし、あまりにもこれ矛盾を感じるものだから、3倍も捕獲をしながら、何でこれ予算は3分の1なのか。そういう矛盾を私は、今皆さんに訴えて、これを今後の課題としていただけないかと思っています。村長、いかがでしょうか。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

亀里委員のハブ対策についての御質疑につきましては、建設課長からも答弁はございましたが、一応は私なりに、この委託料を業者に委託をして、ハブの生息しそうなどの清掃、あるいはそこに捕獲器を設置してハブを獲るというのは、村として、そういう積極的なハブの捕獲の対策事業だという考えをとります。亀里委員がおっしゃるこの216匹につきましては、村民あるいは住民の方々が日々の生活の中で農作業、あるいは夜間通行中とか、その辺の中でハブに遭遇をして、危険を感じたときに、殺傷した部分を村の報償費の2,000円という部分で、E&Cセンターのほうに持ってきて買い上げた。いわばそういう日常生活の中で出た消極的といいますか。その辺の部分で発生したハブの対策という部分で私は個人的には理解をしておりますが、それ亀里委員とはどうなるかわかりませんが、そういう感じで一応この数字を見て考えておりますが、そういう中でこの71匹につきましては、いろいろと解釈があると思っておりますが、先ほど建設課長がおっしゃっているとおり、ハブの生息しそうなところを、要するに住民からの通報もありますし、また受託業者のこの辺にいそうだからという部分もありますし、私たちがまた村としてもその辺の部分の情報をもとにそこに設置してほしいという部分を連携をとりながら、そこに捕獲器を設置しているという部分には私は理解をしております。そういう中で71匹の捕獲があったと理解をしているところであります。建設課長が申したとおり、今後、受託業者と連携を密にして、もっともっとそのハブ対策の委託費に見合うように、効果を出していきたいということですので、よく連携をさせて、村民が日々の生活の中で、殺傷して持ち込んだ部分とあわせて、その受託業者による、そういう捕獲器も合わせて多くなって、全体的にして、村のこのハブ対策事業が円滑に推進できるようにやっていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

休憩します。

(休憩時刻11時06分)

再開します。

(再開時刻11時20分)

先ほどの名嘉實委員の質疑に対して、総務課長から答弁の訂正があるので、発言の申し出がありますので、それを許します。総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

名嘉實委員の交通安全対策特別交付金の質疑の中で、カーブミラーの新規の設置について、西崎区に3基と答えましたが、1基は既に設置されておりまして、新たに設置するのは2基ですので、訂正をお願いいたします。

○ 委員長 内田竹保君

4款衛生費、質疑はありませんか。〔「進行」の声あり〕

5款労働費。〔「進行」の声あり〕

6款 農林水産業費。〔「進行」の声あり〕

7款 商工費。6番 山城克己委員。

○ 6番 山城克己委員

農林の農業振興費でお尋ねするか、商工観光の商工振興費で聞くか、ちょっと迷ったんですけども、今現在、村のほうでたばこのJ Tによる買い付けが行われております。そこで聞くところによりますと、今年度より沖縄本島、久米島を含めてすべて島のほうで買い付けをするというその辺の情報を村のほうとして、どのくらい、どこまで把握をしているのか。まずお伺いをいたします。

○ 委員長 内田竹保君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

ただいまの山城委員の質疑にお答えいたします。

きのうたばこ組合の砂川さん、それから桃原参事、内間広樹議員、それから石原一利会長が村長室におみえになりまして、今回は県内全体、先島除いて、伊江村で出荷を初めるということであいさつに来られておりました。現在、村内では48戸のたばこ農家がございます。それできのうの話を聞いてみますと、村外のたばこ農家が28戸ということで、これから約15日間、伊江島のほうで収納を始めるということでごあいさつに来ておりました。以上です。

○ 委員長 内田竹保君

6番 山城克己委員。

○ 6番 山城克己委員

たばこ組合の会長、またはJ Tの関係者含めて、村長のほうに表敬訪問に来られるということで、村外から28戸の生産農家の皆さんが島のほうで販売すると。今朝、本議会のほうでも、8時40分集合して、9時からその買い付けの現場を視察したわけですけども、聞くところによりますと、この村外から来られる28件の農家の皆さん、1日約300人が村内に宿泊だそうです。それを3日間、延べ人数で約1,000人の方々が、伊江村でたばこを販売するために、島を訪れております。これは商工観光振興の部分でも、私は今年からこれ第1回目なんです。これは村を挙げて歓迎すべきではないかと。今まで伊江村はいろんなイベントを開いて、村外からお客さんを誘致するために、多額の予算を投入して、今までやってきています。それを今年から、J T、たばこ農家の皆さんが、久米島を含めて伊江村に自分たちの作物をもって、訪れるわけです。それも1日、毎日300人、最低3日間は島に滞在するんですよ。その延べ人数で1,000人、全国の皆さんが伊江島で消費をする金額、皆さんおのずとすぐ計算できると思います。ましてや自分たちの作物を売買して、その現

金もお金もある状態の中での、そういう状況で今年からスタートしているんです。これを村長、村を挙げて J T 日本たばこ、島の生産農家の組織と一緒にあって、村外から来られた皆さんを迎え入れるべきだと。私はそう思うんです。約1,000人の皆さんが今宿泊するんですよ。その辺をまず商工観光の立場とそれと村の見解をまずお聞きをしたいと思います。

○ 委員長 内田竹保君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

山城委員からの今のお話ですね。たばこの売買で、今年度から久米島、糸満、宮城島から、伊江島で売買するということは知っていましたが、これだけの皆さんが伊江村に1日300人という人数というのは、私も把握していなくて、大変本当に恥ずかしい思いをしております。ただしその中で歓迎会とか、そういったことも今初めてそういったことがあったものですから、すぐこの答弁ということではありませんが、これから毎年この売買には、伊江村でされるということで観光振興のためにも、何かその方々が楽しんで、また喜んで、伊江島で売買されるような方策等はこれからいろいろと考えていきたいと思っております。

○ 委員長 内田竹保君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

先ほど農林課長そして商工課長からも答弁がありました。山城克己議員のただいまの御質疑は、本当にちょっとうちの対応が遅きになったかという部分も、ちょっと自戒も含めながらお聞きをしておりました。今回から伊江村で本島周辺のたばこ農家の皆さんが島で販売をするというのは、これまでの村内におけるフェリーあるいは庁舎内の禁煙のときに、内間広樹議員から、そういう状況だという部分は議会の中でもありましたし、皆さんも御存じだと思っております。

きのうですね。先ほど農林課長からもありましたが、砂川会長ほか皆さんが役場に来られたときに、私からもそういう部分につきましては、J Tをはじめ、沖縄県の耕作組合の計らいによりまして、今回伊江島でそういうことになったという部分につきましては、お礼と感謝を申し上げました。この件につきましては、これまで伊江村の葉たばこ農家が日ごろからそういう技術検査、あるいは日々のたばこ耕作、栽培に一生懸命精励努力したその辺の部分が今回のこの伊江村、特産地としての名声のもとに取り扱い会場、糸満市を廃止して、伊江村で一括して購入するという部分につながったと思っておりますので、なおかつきのうで4日間で28人という具体的な数字は、きのうお伺いしまして、また300人の3日で1,000人ほどが伊江島に滞在されるというのは、今山城委員の質疑で確認できたわけですが、そういう中で、せっかくの御提言ですので、J Tあるいは沖縄県たばこ耕作組合、そして伊江村葉たばこ振興会、その辺と協議をして、そういう今年の中でできるのかどうかを含めて、検討をさせていただきたいと思っております。

○ 委員長 内田竹保君

6番 山城克己委員。

○ 6番 山城克己委員

このたばこをつくっている先輩からのお話なんですけれども、当時、伊江村にこのたばこの集荷場、売買施設をつくるときに、当時の専売公社の役員から、そんなことを言われたそうです。当時、喜屋武組合長だったそうですけれども、この人は伊江村で銅像を建ててもおかしくないぐらいの人になりますよと。このたばこ売買の収納場を伊江村に誘致するときに、ものすごく他の市町村との誘致合戦があったそうです。その中で熱心に当時の組合長が働きかけて、伊江島にすぐ決定になったと。だから当時、その役員の方々は、当時たばこをつくっている先輩のこの耕作者の皆さんにあなた方は今は何もわからないかもしれないけれど

も、将来間違いなく「この人の銅像を建ててもおかしくないぐらいの、そのぐらいのことなんですよ」と。その私にそういう話をした方も、今になって初めて、今回のこのたばこの買い付けが伊江村の島で行われると。沖縄先島以外のすべてのたばこ耕作者、買い付けが島で行われると、初めて自分もその意味を理解したと。島のそういう先見を見通す先輩方、村のリーダー、皆さんがやった功績のお陰で今回そういう沖縄本島周辺の離島でつくるたばこの買い付けはすべて伊江島で行われるという、そういう歴史の流れがあるそうなので、ぜひ今年は間に合わなくても、次回からでもとにかくそういう時期が毎年くるわけですので、何らかの出迎えといえますか。これは商工会、観光協会が主体になるのか、村が音頭をとるのか、その辺はちょっと置いときまして、何らかの形でみんなで歓迎をすべき出来事ではないかと私は思いますので、先ほど村長のほうからも、ぜひそういうことを検討したいというお話でしたので、皆さんでみんなで農業振興も含めて、商工観光の振興も含めて出迎えの体制ができるかと思います。以上です。

○ 委員長 内田竹保君

7款 商工費。ほかに質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

8款 土木費。10番 友寄祐吉委員。

○ 10番 友寄祐吉委員

122ページ、土木費の道路橋梁費に関連してお伺いいたします。

私は今まで、元玉城金蔵村長、あるいは島袋清徳村長には、一般質問で、そして前村長には質疑の中で申し上げてまいりましたが、この本部～伊江間の架橋建設について。また現村長にお伺いしたいと思います。そのことにつきましては、現村長も副村長時代に、これからも続けて、県への要請は平成18年度に取り下げ、そしてまた平成19年度に復活した経緯がありますが、これからも島袋村長も副村長時代に、村長になっても継続して訴えていくという答弁をされたことがあります。早速、前回の6月定例会の所信表明の中で、主要施策という10項目掲げられていますが、その中の10番目に、本部～伊江間の架橋建設についてということで、この主要施策の中に入れられておまして、私は6月定例議会でもうニュース聞いてわかっておりましたが、あのときから体調不良で、お伺いすることができなかつたんですが、今改めてまたお伺いしたいと思います。このような解決すべき課題が多いとのことで、今後の検討問題というのが現段階の県の考え方があります。そしてどのような課題があり、どのぐらいの費用がかかるかなど、具体的な事項も含め、県に要望していきたいと考えています。ということでありますので、現実的にこの課題と、あるいは費用等など、どのように近いうちにといいですか。求めていかれるのかどうか。お伺いいたします。

○ 委員長 内田竹保君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

友寄祐吉委員の架橋の件についての御質疑にお答えをさせていただきます。

友寄祐吉委員の質疑の中にもあったとおりでございまして、私も6月の所信表明の中に架橋につきましては、現実的に20年、30年の島の環境あるいは島に住んでいる方々の考え方、コンセンサスもかわりつつあるという部分の認識は持っております。そういう中でやはり最終的に離島苦を抜本的に解消するという部分になりますと、やはり架橋という、要するにずっと伊江島で生まれて育って、これまでの先人たちの悲願ではあったと思っております。その辺の部分が若干、その辺の現代の中では変わりつつあるのも、議員の皆さんも十分認識をされていると思っております。私が所信表明の中で申し上げましたのは、要するに橋に関する部分が抽象的でやや先行している部分がありますので、その辺の部分、いくらの要するに経費がかかって、どういう工法的に難しいという部分も聞いておりますし、その辺の部分をちゃんと県の責任の中において調査、事業を実施して、県民あるいは村民に提示をしていただきたいというのが、まず1点でございまして。そ

ういう中で、また私たち伊江村に住む者にとりましては、やはりそういう社会環境、経済環境、あるいは島に住む村民の先行度も変わりつつありますので、その辺もちゃんと村としては踏まえながら、県のその辺の課題、その辺を見きわめながら、架橋については、みんなで検討すべきことがらだと思っております。9月3日の北部市町村と県の土木建築部の行政懇談会にもそういう意味合いでの架橋についての要望は提出しております。台風で船が欠航になりましたので、私ども伊江村は参加は、出席はしていませんが、県の措置状況は私が述べたとおり、解決すべき莫大な費用をはじめ、解決すべき要するに問題課題があるので、地元伊江村と協議を今後していきたいという措置状況ですので、そういう部分も県もそういう回答をされておりますので、今後とも架橋については要望は申し上げながら、どういう部分の問題点があるのか、課題があるのかというのは、県との中で協議をしながら議員をはじめ、各関係団体あるいは村民に情報提供をしていくように、今後努めていきたいと思っております。

○ 委員長 内田竹保君

10番 友寄祐吉委員。

○ 10番 友寄祐吉委員

はい、わかりました。これ本当に一步前進だと思っております。これは超長期的な問題であって、これはもちろん賛否両論、メリット、デメリットも全部あるわけですが、やはり離島苦の解消、離島であるがゆえにというような言葉などがありますが、この架橋建設によって、これは解決される問題ではあります。しかしながら何十年かかるかこれはわかりませんが、この灯は消さないように、ともし続けていっていただきたいと思っております。これは後世にわたる問題ではあります、やっていたきたいと思えます。そして普段の生活は離島であって何の不便もなく、快適なこの離島である伊江島の生活は最高であります、しかしながらいざとなったときに、やはり交通手段というのが一番重要になってまいります。

そしてひとつ、これはもう超長期的であります、そしてまた次にいつも私は山城克己議員が一貫して小型船舶、高速船の運行を訴えられておりますが、これも何でも初めは莫大な費用がかかる。これ船員の問題、いろいろできないとか、いつも否定から始まるわけです。できない理由を探そうと思えば、いくらでも探せるんですよ。デメリットの面をあれしたりして、しかし何とかこのメニューとか何とか探していけば大体できるのではないかと。これは架橋はともかくこの小型船舶とか、こうできるものは、実現していったら難問に解決していくというような姿勢はとっていただきたいと思っております。私も議員としての賞味期限はもう幾ばくもないわけですので、ひとつ村長として次につながるようなことで、これから何とか実現するという気持ちでやっていたきたいと思えます。できないよと言って村民に理解を求めたりするようなことではなくて、どのようにすればできるかというようなことで、研究をしていただきたいと思っておりますがどうですか。その決意は。

○ 委員長 内田竹保君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

はい、ありがとうございます。架橋につきましては、沖縄県知事が出席する沖縄振興拡大会議にもずっと前大城勝正村長のときから要望をしまして、ずっと毎年要望をしておりますので、要望するということは、その実現に向けて村も一生懸命やりますし、県の支援もお願いしたいということですので、そういう部分をちゃんと心に留めて、その辺の部分の調査研究、あるいは村内のコンセンサス、村民の意思統一、考え方の部分について、今後とも努力をしていきたいと思っております。

それと高速船を含めまして、新たな島の振興に向けた提案につきましては、やはり最初からそういう否定という部分で、どうせ無理だということから、その辺ではなくてちゃんと村として職員とともに、できる方

向性をまずは一生懸命努力して考えて結論を出してほしいという。そういう基本的な考え方で、高速船もそうですし、架橋もそうですが、今後いろんな部分に対しまして、議員の皆さんあるいは各関係団体からその辺の村に対しての提言、要望については、そういう基本的な考え方で臨んでほしいという部分の御質疑だと考えておりますので、この辺の部分を目指して今後、村長、教育長あるいは職員として、議会の皆さんとも協議をしながら、そういう考え方で臨んでいきたいと思っております。

○ 委員長 内田竹保君

10番 友寄祐吉委員。

○ 10番 友寄祐吉委員

今また架橋とは別に、この土木費の道路維持費に関連して、お伺いしたいと思います。この架橋の前には、何といても村内の道路の整備が必要だと思っておりますので、それにも関連するかとは思いますが、ひとつ委員会ですので、要請、要望も交えてお伺いしたいと思います。

まず側溝のふたの設置についてですけれども、村内この集落内は役場の西のほうも道路整備されて側溝のふたもきれいにされて、そしてまたグリーン、緑で歩道もですね。歩道として利用されるようになっていますが、ひとついつも私個人的に、1週間に何日か飛行場を歩いてウオーキングをしているわけですが、その道の往復、いつも通って感じたりするのが、今の時期は特になんですが、運動会シーズンになるとジョギングしたり、ウオーキングしたりする村民が大勢いるわけですが、今そこのこの進入道路ですか。特にグスクの後から真謝へ向かっていくわけですが、その間、側溝はあるんですが、ほとんどふたがないわけです。そこで昼はともなく夜は見えない、走りながら車があとから来たら、そばに寄ろうとしても、ふたがない。また車を運転していても、人がいるときはちょっと危険な状態とか。いうところがあって、要するにそこの真謝・グスク線ですか。真謝グスク線のふたの設置はできないものかどうかですね。いろいろと西側にいくと提供施設であったり、難しい面もあろうかと思っておりますが、ひとつその点はどんなですか。お伺いいたします。

○ 委員長 内田竹保君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。議員お説の道路につきましては、基本的に提供施設の範囲内でありまして、城山から民間空港のそばを通りまして、真謝へ通ずる道路で、この道路につきましては、以前に道路事業として整備をして、幅員が今車道幅員が3メートル、そしてそのそばに1メートルの路側があります。そして30センチの側溝がそのそばにある道路となっています。この側溝のふたが、側溝につきましては、道路からの水を取り入れて、城山の後ろのため池ですね。導いている取水、流域としても一応とらえている道路でもあります。しかしながら道路の側溝の必要性というのは、先ほどいう水を導くということが大きな要因もありますが、そのふたにつきましては、従来から大雨のときには、取水はしやすいわけですが、管理もしやすいわけですが、実際のところ、通常ふたがないために、この歩行者との皆さんがちょっと危険を感じるころはあるかと思っております。

そこでいろんなふたの、その道路の距離が長いこと。そして先ほど、議員御承知のとおり提供施設であること。提供施設であるがゆえにちょっと事業のメニュー道路にもちょっと厳しいところもあるのかなと思いつつながら、今般やはり議員もおっしゃっている中で、日ごろからそのそばの草とかが、その側溝の上に来て、この路側帯のほうまで来ている状況も今、見受けられますので、そこのほうの一応はまずは徹底をしてから、先ほどおっしゃられたふたにつきましては、内部でもう一度検討をして、またその補助事業のメニュー的な話も検討をしながら、進めていきたいと思っております。

○ 委員長 内田竹保君

10番 友寄祐吉委員。

○ 10番 友 寄 祐 吉 委 員

私はそのふたを、応急措置で今の側溝にふたをかけるのではなくて、年次的にちょっとは長期的でもいいんですが、側溝とあわせてやってもらいたいと思うんですよ。ここと、馬場並里線ですか。向こうゴルフ場に行くときの向こうは側溝とふたと立派にされていますよね。向こうも集落外ではありますが、あのよう立派にされていますので、向こうのような方式で、二、三百メートルずつでもいいですから、長期的にやっていただきたい。今おっしゃるように、向こうは畑のそばを牧草がはえたり、側溝も見えないところもあって、とりあえずは掃除もしていただいて、そして長期的にいろいろと提供施設であっても、村の要請によっては、こういった道路もできますし、そして何ととっても分遣隊の移設が予定されていますよね、27年までに。それを機会にそれとあわせて、またやる方法もできると思います。今の分遣隊の前もみんなふたもないし、ただ畑のところの二、三枚のふたかけだけで、農業をするにも危ないし、そういった面からいって、徐々にでもやっていただきたいと思いますが、村長どんなですか。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

この村道の伊江進入路、村道伊江進入路の整備につきましては、建設課長が述べたとおりでございまして、あれからあの整備からいろんな状況が変わってきておりますので、当時はため池の導水の部分を主眼として整備をされたと思っておりますし、確かに圃場に入るところだけ、側溝のふたがあって、それ以外はないというのは、現地も私もある程度は理解をしておりますが、まずは全体的な中で、建設課を中心に、その現状確認はまずはやってみたいと思っております。そういう中で分遣隊の移設等の話もありましたが、そういう整備をしてから、もう大分年数が経っておりますので、その辺を踏まえて、やはり基地予算で整備した道路ですので、その辺も踏まえて、防衛局とある程度の資料をちゃんとしてから、防衛局と調整をしまして、どうにか事業化によるその辺の道路の再整備ができないかという部分は、今後それに向けて努力をしていきたいと思っております。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

8款 土木費、ほかに質疑ありませんか。1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀 里 敏 郎 委 員

121ページの給料についてお伺いいたします。不用額の212万1,800円について、かなり高額な気がするんですけども、どういうことなんでしょうか。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

給料ですね。これはこの建設課の職員と、実は農林水産課の事業で、障害防止対策事業を担当している職員がいます。そこでそのうち、農林水産課の障害防止対策事業にかかわった職員の給料を、その農林水産課のほうで手当、事務補助事業の事務費の中で携わったものですから、その建設課のほうにあった給料につきまして、その支払った後ほど、こういういろんな事業の調整の中で、この不用額が生じた内容でございます。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀 里 敏 郎 委 員

あまり行政用語に詳しくないものですから、ちょっとわかりにくいんですけども、地方公共団体の常勤

職員に対するその対価として支給される給与のうち、もっとも中心的な形態のものであるという。これは給料でよろしいですね。今もう少し具体的に説明してくれませんか。

○ 委員長 内田竹保君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

先ほど申し上げた職員は、この8款のほうでは、一般財源のほうの給料で、予算を組んでいましたが、農林水産課の障害防止対策事業の事務費、その補助金のほうで見られることになったものですから、そのほうを組み替えではないんですけれども、そのほうから支出したことによって、この不用額が生じたということです。

○ 委員長 内田竹保君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

この農林水産課の職員の事業費で、建設課の事業費で賄ったということですよ。この職員は常勤ということですか。

○ 委員長 内田竹保君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

常勤の職員です。

○ 委員長 内田竹保君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

よくわかりませんが、私はこの常勤職員とこう、当初予算でこれだけの伊江村役場の職員、常勤の職員、これだけ給料をやりますよという、初年度で予算化しますよね。それとも全く別のが入って、別のお金が入ってきてこれを支払ったから、これだけは浮きますと。わかりやすく言うとそういうことなんですか。

○ 委員長 内田竹保君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

先ほど、当初予算で一般財源のほうで、給料を予算、この職員の12カ月分を予算を計上するわけですが、そのうち、その事業の執行に伴いまして、障害防止対策事業の事務費で、その給料が認められたことによりまして、農林水産課のほうから、その事業の分、支出できたために、この212万円につきましては、農林水産課のほうからの支払いしたものですから、この建設課のほうは212万浮いてきたというか、浮いたことによって不用額が生じたということです。

○ 委員長 内田竹保君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

建設課長、非常に苦しい答弁をされていますが、当初一般財源で計上していた建設課の正職員の給料を補助事業費の対応によって、経済課で支弁をしたと。正直言いますと、ちゃんとして補正をして、補正減で212万1,800円を要するに補正措置をしておれば、そういう質疑もなかったという部分で、今後その辺の部分につきましては、ちゃんと3月定例会もありますし、最終議会もありまして、その辺の部分は監査委員からも指摘を受けておりますので、今後そういう部分のちゃんとした補正減、予算の適正執行、適正管理をして、そ

ういう御質疑がないように努めていきたいと思っておりますので。

○ 委員長 内田竹保君

1番 亀里敏郎委員。

○ 1番 亀里敏郎委員

さすが首長ですね。どうか職員の皆さん、我々素人がわかりやすい説明をしていただければ一番いいですので、ひとつ今後、よろしく願います。以上です。

○ 委員長 内田竹保君

暫時休憩します。

(休憩時刻12時02分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前中の6番 山城克己委員の質疑に対して、本人のほうから訂正の申し出がありますので、許します。

6番 山城克己委員。

○ 6番 山城克己委員

午前の決算審査特別委員会の中で、たばこ耕作関係者の延べ人数に確認をしましたところ、若干数字の間違ひがありまたので、報告をして訂正します。

まず耕作者関係で約200人、JT組合関係者で100人、運送関係者で100人、その他家族で100人、延べ人数で500人という細かい数字が届きましたので、訂正をして報告をいたします。終わります。

○ 委員長 内田竹保君

午前中に引き続き、8款 土木費。〔「進行」の声あり〕

9款 消防費。〔「進行」の声あり〕

10款 教育費。10款質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

11款 災害復旧費。〔「進行」の声あり〕

12款 公債費。〔「進行」の声あり〕

13款 諸支出金。〔「進行」の声あり〕

14款 予備費。〔「進行」の声あり〕

歳出全般にわたって、質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第2号 平成24年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成24年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第2 認定第3号 平成24年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

歳入、一括して質疑を許します。質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

歳出、一括して質疑を許します。質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第3号 平成24年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。
お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成24年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第3 認定第4号 平成24年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

歳入、一括して質疑を許します。歳入質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

歳出、一括して質疑を許します。9番 名嘉 實委員。

○ 9番 名 嘉 實 委員

歳出、全体にかかわる問題ですが、主要施策の成果説明書、きのう村長が決算に認定の上程するために説明をしたところですが、主要施策の成果説明書の2ページ、国民健康保険特別会計の3行目、実質収支5,485万6,018円については、次年度への繰越金とし、今後の財政運営に充てるため基金へ積み立てるものとなっています。これを読むと5,485万円余りの金額、そっくり基金に積み立てるような印象を受けるんですけども、実際は746万5,000円しか積み立てられていません。それとの成果説明書の文言との整合性について。成果説明書のそういう表現の仕方は妥当ではないと思うんですが、どうですか。もっと細かく、積み立てる金額は5,485万円のうちのいくらかというふうに書くべきではないかと思いますが、どうですか。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

休憩します。 (休憩時刻13時40分)

再開します。 (再開時刻13時41分)

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

主要施策の成果説明書の2ページ、名嘉委員からありました積み立ての額は6月の補正で繰越しまして、その旨を積み立てるという手続を通常としておりますので、繰越して積み立てておりますので、額的にはこの額が繰越額5,485万6,018円が翌年度へ繰り越す額だと理解しております。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

住民課長から答弁がございましたが、若干補足をさせていただきたいと思います。

名嘉實委員から、平成24年度のこの決算概要の中の繰越金の金額と、基金への積み立ての部分で質疑をいただいておりますが、先ほど西江忍住民課長からも若干ありましたが、この実質収支の5,485万6,018円については、一たん平成25年度へ全額繰越しをしまして、当然6月の定例議会でその繰越金を平成25年度の第1号補正という部分で、平成25年度に繰越金として予算計上しますから、その中の5,000万円のうちの大体3,000万円、それに予算の歳入歳出によって違いますが、できればそのうち全額5,000万円を国保の積み立て基金に積み立てて、後年度の医療費の急激な増高等に備えたいと。そういうことで基金に積み立てたいという部分の内容の文章となっておりますので、そういう感じで受け取ってもらえればと思います。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

9番 名嘉 實委員。

○ 9 番 名 嘉 實 委員

決算書264から265ページに基金積立金が764万4,000円になっていますよね。決算審査報告書、意見書の23ページにも746万5,000円となっています。決算書にそういうふうになっているわけですので、当然その報告書の成果説明書の中にも、そういうふうを書くべきではないかと言っているわけですが、私は。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

若干、本来からいいますと、700万円ぐらいしか基金の積み立てはありませんので、国保の経営健全化からいいますと、はっきり言いますと平成24年度内にこの5,000万円を繰越金として繰り越さないで、そのうちの3,000万円ぐらいは平成24年度の中で、要するに歳入歳出予算を適切にこの国保の運営の中で担当課において、把握をして、平成24年度のうちに3,000万円は積み立てておいて、残りの2,000万円を要するに繰越しとするというのが、国保の経営的な健全運営の中では求められると私も思っています。ただその辺の部分が、最後締めるとき、最終議会のときに、今後の医療費の動向とか、その辺の部分の見きわめがない中で、その辺ができて、5,000万円の要するに繰越金が出たと。ただし、国保を運営する担当課においては、やはりその年度内において、ちゃんと適切にこの繰越金の金額を把握して、その中で3,000万円を積み立てて、残りの2,000万円を繰越しをして、翌年度に繰越していくというのが、基本的にそういう国保の予算執行、あるいは適正の運営の中では、今後求められるという部分にはわかっておりますが、あくまでも名嘉實議員がおっしゃる790いくらかする基金は、平成24年度で積み立てた基金額で、今回ここにある部分は、平成24年度で出た要するに、歳入歳出を差し引いた実質収支額の繰越金の5,000万円を今後、国保の安定運営のために、基金として積み立てていきたいという目的をここに言っているということですので、できればこの年度内にそういう見込みをして、平成24年度内に、今後もおいても相当な繰越金が見込まれる場合は、一般会計からの繰入金もありますから、その辺の部分を一般会計に返してもらおうか。逆に今後の国保の安定運営のために基金として積み立てていくか。3月の定例議会、あるいは最終議会のほうに、私もその辺の部分は今後、担当課とちゃんと調整をして、予算の最終決算をやっていききたいと思います。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

9 番 名 嘉 實 委員。

○ 9 番 名 嘉 實 委員

審査意見書には、23ページ、この第15表ですが、前年度末現在高、それから決算年度積立額、それから決算年度取崩額、決算年度末現在高となっています。決算年度積立額については、平成24年度基金積み立て状況ですから、これは平成24年度内に積み立てられた額ということではないですか。ですから、先ほどの村長の説明はおかしいですよ。

○ 委員長 内 田 竹 保 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

若干、この解釈の違いだと思いますが、名嘉實委員がおっしゃっているじゃあこの表からいきますと、結局、平成23年度末では3,571万3,000円の国民健康保険の基金があったわけですが。そうですね。平成24年度で3,000万円を取り崩したわけですね。ということは500万円しか残りませんので、そういう感じですね。

欠損でただし、決算でまた決算の年度で700万円を積み立てましたから、平成24年度の年度末の現在高は1,317万8,000円の基金高だという表なんです。結局、ずっと以前から言っているように、決算概要というのは、決算を名嘉實委員がずっと言っている、この決算概要のこの文言については、あくまでも平成24年度の

決算後の繰越金の5,000万円について、後年度に備えて、基金に積み立てたいという内容の趣旨を書いているわけですし、この平成24年度の基金の概要について述べている部分ではないので、ちょっと離れていますから、その辺はぜひ、御理解をいただきたいと思います。

要するに私が先ほどから言っているように監査委員からも指摘がありますが、国保の健全運営のために、5,000万円まるまる来年度に6月の定例会で繰越金に出すよりは、平成24年度内に基金として3,000万円ぐらいいは、そういう積み立てる予算措置をやったらどうですかという指摘もありますから、今後はその辺も踏まえて、国保の適正な執行、また補正予算の編成をやっていききたいという部分で、これの繰越し基金が出た部分を今後どうしたいという部分と、実際平成24年度でやった基金のこの運用の部分とは違ってしますので、これはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○ 委員長 内田竹保君

9番 名嘉 實委員。

○ 9番 名嘉 實委員

もう一回、同じことを問いますよ。5,485万円余りについては、次年度への繰越金とし、つまり今年度ですよ、平成25年度への繰越金とし、今後の財政運営に充えるため、基金へ積み立てると。そういう表現は全額積立金に充てるというふうにとらえることができるんですよ。そのうち、実際積み立てられたのは、746万円なんです。これ平成24年度でしょう。だから決算だから。

○ 委員長 内田竹保君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

名嘉實委員の最初のちょっと質疑の内容が十分、私たちに伝わっていなかったんですが、名嘉實委員のこの質疑では、5,485万6,018円について、私たちのこの表現では、すべて基金へ積み立てるという表現の内容として感じとれるが、実際は700万円しか積み立てていませんよねという部分の質疑だということで理解をしますが、740万円という部分は、平成24年度で国保に積み立てた額ですから、全く違いまして、この5,400万円は平成24年度、700万円も積み立てた残りの繰越金を、平成25年度で繰越しをしまして、今現在6月定例会でその減額をその5,000万円全額を繰越金として、国保の予算に計上はしておりますが、まだ基金としては、予算計上はしていないという状況ですので、多分5,000万円、全額は今後の財政運営のために積み立てることは、結構厳しいかなと思っておりますが、最低でもそのうちの3,000万円ぐらいいは積み立てて、後年度の国保の健全運営、あるいは医療費の急激な増高に備える基金に積み立てる予算措置をしていきたいと。今後この5,000万円については、補正2号、3号の中で、皆さん議会のほうに提案をしていくということですので、そういうことで御理解をいただきます。740いっくら積み立てたのは、平成24年度内の積立額ですので、そういうことで理解をいただきたいと思います。

○ 委員長 内田竹保君

ほかに質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第4号 平成24年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成24年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認

定については、認定することに決定いたしました。

日程第4 認定第5号 平成24年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

歳入、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

歳出、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第5号 平成24年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成24年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第6号 平成24年度伊江村水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

収益的収入、支出一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

資本的収入、支出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第6号 平成24年度伊江村水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成24年度伊江村水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第6 認定第7号 平成24年度伊江村船舶運航事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

収益的収入、支出一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

資本的収入、支出一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第7号 平成24年度伊江村船舶運航事業会計決算の認定についてを採決いたします。お諮りします。

本決算は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成24年度伊江村船舶運航事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

決算審査特別委員会を閉会いたします。

(閉会時刻13時55分)